

川崎市立高等学校の入学選考料・入学料の免除申請について

生活保護受給者や市民税非課税の方、児童扶養手当を受給している方など、生活に困窮していると認められる方について、申請の上、入学選考料・入学料が免除される制度です。

1 入学選考料の免除申請について

(1) 共通選抜（全日制・定時制）

申請期間：令和7年12月1日（月）から令和8年1月29日（木）まで

ア 令和7年12月19日（金）までの申請

申請内容に不備等がなく免除の決定となった場合、入学選考料を納付することなく出願することができます。

イ 令和7年12月20日（土）以降の申請

出願時に一旦、入学選考料を納付いただき、免除決定後に返還します。

※イの場合、インターネット出願システムからのオンライン決済時に別途かかるシステム利用料については返還できません。

(2) 定通分割選抜（定時制（夜間））

申請期間：令和8年3月5日（木）から3月6日（金）まで

入学選考料は出願時、入学料は入学手続き時に一旦納付いただき、免除決定後に返還します。

(3) 二次募集（全日制・定時制（昼間部））

申請期間：令和8年3月3日（火）から3月4日（水）まで

入学選考料は出願時、入学料は入学手続き時に一旦納付いただき、免除決定後に返還します。

2 入学料の免除申請について

(1) 入学選考料と入学料を併せて免除申請する場合

上記1の申請期間に申請することができます。

また、共通選抜（全日制・定時制）区分に限り、免除決定の後、入学料を支払うことなく入学手続きを行うことができます。

(2) 入学料のみを免除申請する場合

各選抜区分の合格発表後から入学手続終了日（志願先高等学校により異なります）までの期間に申請をすることができます。この場合、いずれの選抜区分も入学料は入学手続き時に一旦お支払いいただき、免除決定後に返還します。

なお、共通選抜の入学料納付においてインターネット出願システムから納付した場合、別途かかるシステム利用料については返還できませんので御注意ください（入学先の高等学校で現金納付する場合は、システム利用料はかかりません。）。

3 申請方法

スマートフォン、タブレット、PC等からe-KAWASAKI（オンライン手続かわさき）にログインして申請していただきます。

※e-KAWASAKIのアカウント登録が必要です。詳細は以下ホームページを御覧ください。e-KAWASAKI申請ページへのリンクもページ内にございます。

「川崎市立高等学校の入学選考料及び入学料の免除について」

<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000145706.html>

※e-KAWASAKIで申請できない場合は、紙の申請書及び口座振込依頼書（上記ホームページか



らダウンロード可能です。)に必要事項を記入して申請期間内に志願先高等学校へ提出してください(郵送の場合、各申請期間最終日までの消印有効)。

※定通分割選抜及び二次募集の場合は、願書を志願先高等学校へ提出する際に併せて紙の申請書類により提出していただくことも可能です。また、入学料のみ免除申請を行う場合は、入学手続き時に紙の申請書類を提出いただくことも可能です。いずれの場合も、入学料は入学手続き時に一旦納付いただきます。

4 手続方法

(1) e-KAWASAKI (オンライン手続かわさき) にログイン

e-KAWASAKI の個人用アカウントをお持ちでない方は、新規登録を行ってください。

(2) 必要な情報を入力

申請フォームに沿って必要事項を入力してください。受検学校名(受検する川崎市立高等学校)が免除の申請先となりますので、特にお間違えないよう御注意ください。

(3) 申請理由に応じた書類を添付

必要な添付書類の詳細は、上記ホームページ「川崎市立高等学校の入学選考料及び入学料の免除について」の「川崎市立高等学校の授業料等及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の免除申請基準」を御参照ください。添付書類はスマートフォン等のカメラで撮影するかスキャナで読み込む等した画像(jpeg、png ファイル)又は pdf ファイルを添付してください。画像が不鮮明な場合は申請を差し戻すことがありますので、記載内容が読み取れるか確認のうえ御提出ください。

(申請理由と添付する書類の例)

申請理由	添付する書類
生活保護を受給している	最新の被保護証明書(申請者と生徒の名前、受給期間が確認できるもの)
児童扶養手当を受給している	最新の児童扶養手当証書(受給者と期限が確認できるもの)
非課税世帯である	現年度(令和7年度)の非課税証明書(世帯全員が非課税であることが分かるもの)
生活に困窮している(所得が低い)	現年度(令和7年度)の課税額証明書など、所得を証明する書類(世帯員のうち所得がある人全員分)など

(4) 内容を確認後申請

入力内容や添付書類に不備があると申請を差し戻すことがあります(e-KAWASAKI に登録したアドレス宛てにメールが届きます。)。差し戻された場合は指示に従って修正のうえ、再提出してください。申請状況については e-KAWASAKI のマイページから確認可能です。

(5) 免除の許可

審査の結果、免除を許可された方には「免除許可書」を交付します。

(6) 返還(一旦、入学選考料・入学料を納付後、免除決定された方のみ)

入学選考料・入学料の免除決定時に返還手続の御案内と必要書式を該当者に送付しますので、詳細はそちらで御確認ください。

<問合せ先>

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市教育委員会事務局総務部学事課

電話 044-200-3269